



情報(第 97 号)



令和 2 年 8 月 20 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

くごぼう天うどん：周南市夜市「麺屋」又はソレーネ周南「向日葵」で提供。これはうまい。

標準報酬月額



1 厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定

本年 7 月に日本年金機構からお知らせが送付されているとおり、9 月 1 日から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が 620 千円から 650 千円となります。

上限が 620 千円となったのは、平成 12 年 10 月ですから、約 20 年ぶりの改定となります。この機会に標準報酬月額の知識を深めることにします。

等級	報酬月額	標準報酬月額
31 級	605,000 円以上 635,000 円未満	620 千円
32 級	635,000 円以上	650 千円

2 標準報酬月額の上限を改定する根拠

標準報酬月額の上限は、すべての厚生年金被保険者の標準報酬月額の平均額（以下「標準報酬月額平均」といいます）の概ね 2 倍となるように設定されています。

年度末時点の標準報酬月額平均の 2 倍が、標準報酬月額の上限を上回る状態が継続すると見込まれる場合、その年の 9 月 1 日から政令で上限を引き上げることができるとされています。平成 28 年より、各年度末時点で、標準報酬月額平均の 2 倍が標準報酬月額の最高等級である 620 千円を超えている状況が続いており、令和 2 年 3 月末においても、標準報酬月額平均の 2 倍が 620 千円を超えていることが確認され、上限を引き上げることになりました（厚生労働省：令和元年 10 月 30 日「現行の厚生年金保険法の規定に基づく標準報酬月額等級の改定について（報告事項）参照」）。

参考に記すと、下限は地域別最低賃金を基準としています。

3 柔軟な制度運営

制度は、当然、法律によって規律されているところ、すべてのことが法律に書いてあるのではなく、前項 4 行目にあるとおり「政令」によるとするものが多くあります。

法律は国会でのみ成立するところ、政令とは、内閣が制定するもので、自在にといった語弊がありますが、法律で政令に委任することにしておくと（その規定にしておく）、国会を通さなくても決められ、柔軟な制度運営が可能となるわけです。実際、「政令によって定める」との条文は、あらゆる法律にみられます。

4 厚生年金保険の上限設定の理由

基本的に厚生年保険と健康保険とは同時加入となっています。しかし、その標準報酬月額の上限は、厚生年保険が 620 千円（改定後 650 千円）であるのに対して、健康保険では、1390 千円と 2 倍以上の開きがあります。

老齢厚生年金等の年金額は、被保険者期間と標準報酬とによって決定されること

から（報酬比例の年金額）、あまりに高い標準報酬月額を設定すると、相当に高額な年金受給者が出ることを意味し、世代間扶養の仕組みによる保障としては不適切と考えることが理由です。

もう一歩進んで、では、標準報酬月額は引き上げ、現行の上限以上は老齢厚生年金額に反映させないとすればよいとの意見もあるでしょう。平たく言うと保険料だけは取って給付に反映しないというのは、制度設計思想に反することですし、高額所得者の理解が得られるのか疑問ということになります。

5 標準報酬制が採用された理由

標準報酬とは、標準報酬月額と標準賞与額とを指します。標準報酬月額が制度発足以来の仕組みです。

社会保険（厚生年保険・健康保険）と労働保険（雇用保険・労災保険）のいずれも賃金をもとに給付がされることは同じですが、給付における仕組みはまったく異なっています。

例えば、就職した直後に病気によって休業し、健康保険の傷病手当金を請求することを想定すると、労働保険のように最終の賃金によって計算するというものでは給付ができないわけです。

同時に、毎月、まとまった一定額の保険料を納付いただくためには簡略化する必要があると考えられ、段階的に集約化したいわば仮定的報酬とし、しかも原則として1年間固定化することで、企業と運営者（日本年金機構）の事務的負担を減じたものということができます。

いずれにせよ、標準報酬は、保険料納付及び将来の給付計算の基礎となるわけで、制度の根幹をなします。

6 標準報酬月額の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方については、一定の条件に該当する場合は、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定が可能となる特例があります。

具体的には、令和2年4月から7月までの間において、休業によって報酬が急激に減少した場合、その翌月の5月分から8月分までの保険料が対象となります。令和3年1月までに届出がされたものが対象となり、遡及して届出できますが、給与計算（保険料控除）が複雑となりますから、なるべく早期に届出ください。月額変更届（特例改定用）に申立書を添付して年金事務所へ提出ください。

当法人では、年金制度の研修講師を受託しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>